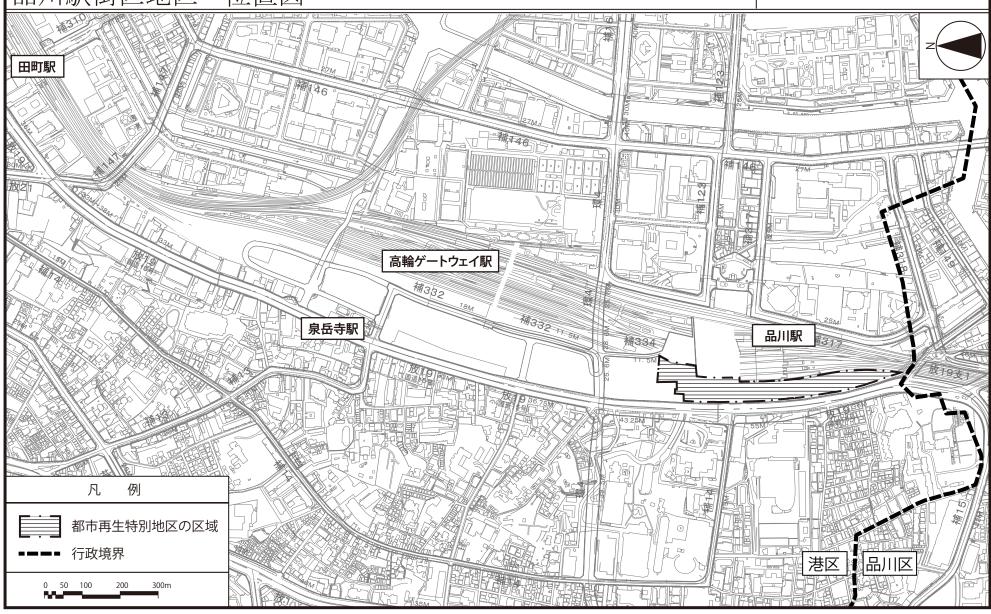
東京都市計画都市再生特別地区品川駅街区地区 位置図



この地図は、国土地理院長の承認(平29国関公第444号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(4都市基交第1491号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。 (承認番号)4都市基街都第284号、令和5年3月7日

東京都市計画都市再生特別地区 品川駅街区地区 計画図1 補332 18M 12 補332 11.5M 25M 補317 補334 11.5N 6M 33M 南-a街区 36.75M/fX 19 南-b街区 43.25M 55M 例 凡 区域境界 分類 「 前 都市再生特別地区の区域 ① 都市計画道路境界 ② 主要な公共施設境界 街区区分線 ③ 地区施設境界 ④ 地区施設境界見通し線 北街区 南-a街区 ⑤ 鉄道敷地境界 南-b街区 補一 ⑥ 敷地境界 ⑦ 都市高速鉄道境界 ⑧ 土地区画整理事業区域界 ⑨ 道路境界 0 25 50

この地図は、国土地理院長の承認(平29国関公第444号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(4都市基交第1491号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。 (承認番号)4都市基街都第284号、令和5年3月7日

東京都市計画都市再生特別地区 品川駅街区地区 計画図 2 即 **/**=|=|=|=| 高輪ゲートウェイ駅 補332 補33277.5M 6M 補317 補334 11.5M 品川駅 THE REPORT OF THE PARTY OF THE 27m + 1 例 凡 放19 都市再生特別地区の区域 55M ------ 街区区分線 建築物の高さの最高限度及び壁面の位置の制限 ※高さの基準点は T.P.+4.9m とする。2 号壁面について、歩道面以下の部分は壁面位置の制限を受けない。 4号壁面 1号壁面 •••••• 2号壁面 3号壁面 5号壁面 低層部(50m以下とする。) ※歩道面は敷地境界側端部の 高さとする 敷地境界線 敷地境界線 敷地境界線 敷地境界線 敷地境界線 高層部A(150m 以下とする。) 高層部B(90m 以下とする。) ▼50m 0.5m 0 25 50 100 150m 為各的基準点

この地図は、国土地理院長の承認(平29国関公第444号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(4都市基交第1491号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。 (承認番号)4都市基街都第284号、令和5年3月7日